

移動支援に関する Q&A

平成30年4月1日より適用

Q1. 行政機関での手続き等

行政機関での手続きや情報収集に移動支援を利用することは可能か。

A1. 不可。通院等介助を利用して手続きを行うこと。

Q2. 食料品の買い物への利用

食料品の買い物への移動支援の利用は可能か。

A2. 原則不可。家事援助の利用を優先させるが、食料品のほか、日用品、嗜好品等利用者自身が選択したいという希望があれば可能。

Q3. サークル・習い事での利用

週1回の習い事・サークル活動に移動支援を利用することは可能か。

A3. 原則不可。ただし、講習やスポーツ教室などで継続的なものでなければ可能。

Q4. 散歩での利用

散歩に行く際に移動支援の利用は可能か。

A4. 不可。ただし、公園や自動販売機までの買い物等、目的地が設定されていれば可能。

Q5. お見舞いでの利用

家族や知人のお見舞いに行く際に移動支援の利用は可能か。

A5. 社会生活上必要と考え、可能。

Q6. 体育館、競技場、フィットネスクラブ等での利用

体育館、競技場、フィットネスクラブなどの利用をする場合に、移動支援を利用することは可能か。

A6. 可能。ただし、器具の操作や運動や競技の相手になること、ストレッチの相手をするといったことは不可。あくまでも、本人が移動する場合の介助や更衣やトイレ、飲食の介助、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合に限られる。（本来はスタッフによる支援が望ましい）
また、一般に運動等の相手や指導をすること（スキー、スケート、水泳等をヘルパーが指導したり一緒に行くこと）は、移動支援の対象外である。
運動等の相手や指導を必要とする場合は、事業者と利用者間の私契約に基づく「独自サービス」となる。

Q 7. 通学・通所の練習での利用

1人での通学や通所の練習に移動支援を使うことは可能か。

A 7. 原則不可。ただし、入学前後や障害福祉サービス事業所の正式利用前後に訓練として目的地のひとつとして設定することは期間限定で利用可能。

Q 8. やむを得ない場合の通所・通学・通園等の利用

主たる介護者の病気や出産等で通所、通学、通園が困難な時は移動支援の利用は可能か。

A 8. 可能。主たる介護者の病気、入院、出産等はやむを得ない場合は診断書等の提出を受け、期間を定めた上で、臨時的な利用決定として必要な時間数を支給できる。支給されている期間が終了する前に支給期間の延長の必要性について審議する。

Q 9. プールでの利用

本人と一緒にヘルパーがプールに入る場合、プール内の介助も移動支援として算定することは可能か。

A 9. 可能。プール内は基本的には施設管理者の管理下にあると考えるが、体育の授業やプール教室等指導者がいる場合以外において、監視員では即座の対応が困難で、ヘルパーが水泳の指導と一緒に遊ぶということではなく、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合はプール内でも算定の対象とする。また、プールからあがって更衣やトイレ、飲食の介助を行う場合も算定可能である。

なお、水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険が適用になるのか等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 10. 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はあるか。

A 10. 利用者の体力やヘルパーの勤務体系などを鑑みて、1日の範囲で終わる程度とする。

Q 11. 市外や県外に行く場合の利用

市外や県外に行く場合でも、移動支援を利用することは可能か。

A 11. 可能。

Q 12. グループホームの入居者の利用

グループホームの入居者が移動支援を利用することは可能か。

A 12. 可能。

Q13. 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの

「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものはどのようなものが。

A13. 年間を通し、日々継続して必要となるような外出であり、通勤、通学、通所、習い事、サークル活動等が該当する。また、定期的に、支援者がいない時間帯の見守り的な考えが強い利用に関しては移動支援の対象とならない。

Q14. 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能か。

A14. 授業の一環のため不可。

Q15. 目的地のみの支援

家族等が目的地まで往復の送迎を行い、目的地のみで移動支援を利用することは可能か。

A15. 可能。（例えば、ショッピングモールで待ち合わせして、そのモール内だけ移動支援を利用するような場合等）

また、駅やバス停に家族等が送迎を行い、ここで本人を事業者に引き渡し目的地まで移動支援を利用することも可能である。

自宅外で待ち合わせてサービスを利用する場合は、待ち合わせ場所まで誰が利用者を送るのか、待ち合わせ場所まで誰が迎えに来るのか等、利用者の安全確保について事業者は利用者やその家族等に十分確認しておく必要がある。

Q16. 短期入所事業所入居者における送迎の利用

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能か。

A16. 利用者の用務が1日の範囲とはならないため不可。ただし、やむを得ない事情がある場合はQ8に準じる。

Q17. 短期入所事業所の入居者の利用

短期入所に入居中の日中活動の支援として、移動支援を利用することは可能か。

A17. 原則不可。ただし、介護給付費における短期入所サービス費（I）等の日中の支援を要する算定をされている場合、移動支援との二重支給になってしまうため、その算定がなされなければ可能。

Q18. 宿泊を伴う利用

1泊2日の温泉旅行等に行く際に移動支援の利用は可能か。

A18. 利用者の用務が1日の範囲とはならないため不可。

Q 19. 入退院時の利用

通院には移動支援の利用ができないが、入院や退院時に移動支援を利用することは可能か。

A 19. 利用者の用務が1日の範囲とはならないため不可。ただし、やむを得ない事情がある場合はQ 8に準じる。

Q 20. 旅行での利用

旅行をする際に移動支援を利用することは可能か。

A 20. 可能。ただし、1日の範囲で終える程度とする。

Q 21. スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯や温泉等の余興を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いか。

A 21. スーパー銭湯や温泉等の余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象とする。

なお、水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険が適用になるのか等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 22. 事業者主催の行事への利用

移動支援事業者が主催（発案・企画）した集団行事・遠足等のレクリエーション活動の場合、移動支援を利用することは可能か

A 22. 不可。移動支援は利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所が主催する行事等については移動支援の対象にはならない。

Q 23. 利用者の家族等の車両を用いての利用

利用者の家族等の運転する車にヘルパーが同乗する場合は、移動支援の利用は可能か。

A 23. 可能。ただし、本人が多動で常時見守りが必要な場合や座位保持が困難で誰かが支える必要があるなど、ヘルパーが同乗し、何らかの介助が必要な場合に限る。

なお、家族が運転する車に乗ることについて、事故時の責任問題を考える必要がある。例えば家族が運転する車で事故を起こした場合に、相手への賠償は家族の自賠責保険などで行うが、本人が車内で怪我をした場合などに、ヘルパーの責任を問われたいとは限らない。賠償責任を問われるような場合に、事業所で加入している保険が適用になるのかも確認し、事業者と利用者は十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 2 4. 事業者・ヘルパーの車両を用いての利用

事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援の利用は可能か。また、その場合の算定はどのようになるか。

A 2 4. 道路運送法に基づく福祉有償運送の登録等がある場合は、事業者等の車両を用いて移動支援を行うことは可能である。ヘルパーとは別に運転手がいる場合は算定対象となるが、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなる。また、福祉有償運送の登録がない車両での支援は違法となるため不可。

(例)

【10:00～12:00 までの支援の場合】

- ・ 10:00～10:30 自宅からヘルパーが運転 (※算定対象外)
- ・ 10:30～11:30 目的地での介助
- ・ 11:30～12:00 自宅までヘルパーが運転 (※算定対象外)

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は2時間だが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となる。従って、算定できる時間数は1時間となる。

Q 2 5. 移動支援事業所内での利用

移動支援サービス提供時間内に移動支援事業所内で過ごすのは可能か。

A 2 5. 不可。